

155-参-総務委員会-7号 平成14年11月21日

※電子証明書発行での本人認証、電子政府事業、セキュリティ等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。おとといに引き続きまして三十分質問させていただきます。

前回は民間の認証局における本人確認のことで質問させていただいたところでございますけれども、本体の電子証明書の発行の際の本人確認についてお伺いしたいと思います。

その本人確認は、住民基本台帳データとの突合による実在性の確認と運転免許証などによる本人性の確認とによるとされているわけですが、具体的にどのように本人確認されるのか、お示ししたいと思います。

○政府参考人（大野慎一君） 今御質問ございました電子証明書でございますけれども、発行をいたします場合の確認につきましては市町村の窓口でやっていただく。発行をする名義人は知事でございますけれども、あくまでも市町村の窓口で御本人の確認をしていただくということになるわけですが、御本人が電子証明書が必要だということを申請をされます場合に、窓口に参りまして二つ確認する必要がございます。一つは、御本人が実在しているかどうか、それから、正に御本人かどうか、この二点を確認する必要があります。

まず、実在しているかどうかの確認は、当然のことながら住民基本台帳でもって確認すると。御本人が申請書に四情報をお書きになって、この申請書と住民基本台帳のデータとを突合いたしまして、確かにこの方は実在しているということをまず確認していただくわけでございます。

それから、確かに御本人かどうか。これは、いわゆる面通しが一番いいわけでございますので、顔写真のあります免許証でありますとかパスポート、こういうものを原則的にお示しいただきまして、確かに御本人だということを職員の方が確認をいただくと、こういうことになるわけでございます。

○辻泰弘君 今、パスポートとか運転免許証とか、顔写真のあるものということをおっしゃったわけですが、それらは必ずしも持つことを義務付けられているものではございません。そういう場合の方に対しての本人確認はどうなさるおつもりでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 確かに、そういった顔写真付きの身分証明書に代わるようなものをすべての方々がお持ちではないわけでございますので、その場合には、例えば健

康保険の保険証、あるいは国民年金の手帳とか、そういった御本人が通常は携帯しているというものを基に、その書類をお見せいただきまして窓口で幾つかの質問をさせていただきまして、そこは心証として、確かに御本人が持っているもので、確かに御本人らしいという心証を得ることによって本人性の確認をするというふうなことも考えております。

○辻泰弘君 その御質問をされる対象事項というのは、どういうことをお考えでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 今申し上げましたように、何らかの、年金手帳でありますとか共済組合員証でありますとか、あるいは年金の証書とか、そういったものをお示しをいただくわけでございますので、これに基づきまして、その手帳なり書類なり、そういったことに関連した質問をして、別の方が持ってきて質問の受け答えで不審な挙動をすれば、そういうふうなことがないことを確認するというところでございます。

○辻泰弘君 今、関連してとおっしゃったわけですが、そのものだったら当然見えてくるわけですから、それで確認なんていうのは意味がないわけですね。ですから、別のデータを持っていらっしゃるのを駆使しながらやるということにならざるを得ないと思うんですが、そこはどうですか。

○政府参考人（大野慎一君） 私は例えばの例を申し上げたわけございまして、基本的には、挙動不審とか、そういうふうなことが現れないというような尋ね方になろうかと思えますけれども、これは具体的なことでございますので、実際の窓口の事務に携わりますのは市町村でありますから、そのところのガイドライン等につきまして、よくよく御相談をしながら、マニュアルといえますか、そういったものを、委員御指摘のようなこともございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○辻泰弘君 この制度を進めていく上で本人確認は、当然のことですけれども大変重要なことでございます。三年間いろんな形に使われるわけでございますので、今までの一つのことについての本人確認とは意味が格段に違うと思うわけでございます。

そういう意味におきまして、今、ガイドラインとかマニュアルをというふうにおっしゃっていただきましたけれども、基本的には市町村の窓口によってということかもしれません、やはり少なくとも複数のこういうものを、二つを提示した上で何らかの形での確認をせよとか、そういうマニュアル、ガイドラインをしっかりと作っていただくように御要請しておきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 今御指摘のことを十分踏まえましてこれから作業をさせていただきますので、きちんと対応いたします。

○辻泰弘君 同じく電子証明書発行の際のことでございますけれども、代理申請が想定されているわけでございますが、代理人の本人確認というものは同じようにできると思うんですが、そもそもの申請者本人の意思というものをどうやって確認するのかということが問題となると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） この電子証明書は希望をされる方に発行すると、こういう仕組みでございますが、例えば病気で窓口の方にお越しただけでないという方もいらっしゃるわけでございますので、そういった折には代理人による申請というものも必要でございます。

一般的に、代理申請ということになりますと、ほかの例と同じようなことになるわけでございますが、申請をする方の意思の確認は、まずは申請書に署名をしていただくことと、それから実印を押していただく。この実印については委任状を出していただきますし、また実印に係ります印鑑証明書、印鑑登録書の提出を求めて対応するというのが一般的な代理申請のやり方ではないかと思っております。

○辻泰弘君 私は、今の代理申請のやり方、おっしゃっていただいたのは不十分じゃないかと思うわけでございます。

やはり、そういう意味でもう一重に何か考えていただいて、例えば、市町村であるならば、一番理想は訪問かもしれませんが、訪問までできないかもしれませんが、電話をされるとか、あるいは郵便物でのもう一回のチェックを取るとか、そういう意味でしっかりと確認をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 御指摘のとおり、大変大事な確認でございますので厳格な確認が必要なことはもとよりでございますから、おっしゃるように、郵便で確認するとか、あるいは電話、そういったもので確認するとか、そういったことも併せ考えながら具体的なマニュアルなりガイドラインというものを作っていきたいと思っております。

○辻泰弘君 この代理申請の部分は政令で定められるということになるわけですね、六十条でございますか、そこは確認してください。

○政府参考人（大野慎一君） 御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 電子証明書の外国人の申請について検討中と聞いておりますけれども、このことについて状況を教えていただけますか。

○政府参考人（大野慎一君） この電子証明書の発行の仕組みが、法律の案にもございま

すように、住民基本台帳に登録をされている方を対象に御希望に応じて発行すると、こういう仕組みでございますので、外国の方々は、今申し上げた住基台帳に登録されている者ではないということがございますから電子証明書の発行は申請できないわけでございますが、しかしながら、何らかの形の公的な個人認証システムというふうなことも必要ではないかということもございますので、今、法務省と外国人登録を活用した公的個人認証サービスのあり方有識者研究会というものを立ち上げまして検討をしているところでございます。

○辻泰弘君 以下、電子政府の事業についてお伺いしたいと思います。

まず、いわゆる電子政府事業に係る政府予算はどれくらいになっているのでしょうか。

○政府参考人（壺井俊博君） お答えいたします。

電子政府の推進等、行政の情報化の推進に関しましては、二〇〇三年度までに電子情報を紙情報と同様に扱う行政を実現するという目標を掲げておりまして、これを達成するため、e-Japan重点計画二〇〇二に基づいて迅速かつ集中的に各般の施策を講じておるところでございます。

お尋ねの行政の情報化の分野における予算額の推移について百億円単位でちょっと御説明申し上げますと、平成十一年度は約八千六百億円でございます。平成十二年度が八千九百億円、平成十三年度が九千三百億円、平成十四年度は九千五百億円でございます。ちなみに、平成十五年度の概算要求額は、これは郵政事業庁が公社化されるということで、郵政公社を除きますと六千五百億円の概算要求総額となっております。これに相当します平成十四年度当初予算額は五千四百億円でございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 この電子政府の事業については、政府側に専門知識が足りなくて業者側に依存した割高な発注になっているんだというような指摘がございまして、予算の無駄遣いが多いとの指摘もあるわけでございますが、これをどのように受け止められているでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 御指摘のように、各省庁がシステムを作る際にいろんな問題点があるのではないかという御指摘もございまして、実は、この三月でございますけれども、情報システムに係る政府調達府省連絡会議というものを設けまして入札の評価方式の見直しを行いまして、外部の人材の積極的な活用を図ることやら、それからシステムを作ります場合の管理、プロジェクト管理、プロジェクトマネジメントと言っているんですが、そうした調達の管理を適正に実施するための方策についても検討をしたところでございまして、できるだけ安く、しかも質の高いシステムを開発するように対応をしていると

ころでございます。

○辻泰弘君 そうすると、政府の電子政府関連予算の見直しも検討対象であると、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人（大野慎一君） 予算の要求の額は先ほどの推移してきたような額でございますけれども、私どもが聞いておりますところでは、この予算に関連いたしまして、各省庁共通にできるものはできるだけ共通にシステム開発をすとか、そういった形で、しかも一定程度共通のものを使って新しくやる場合には安くできるようなことを考えるとか、そういった形で予算の査定といいますか、そういったこともおやりになるというふうに聞いております。

○辻泰弘君 財務省の方にお伺いしたいと思うんですけれども、二〇〇〇年度に国税庁の電子納税実験システムが、五億五千万円の予算に対して某社が一万円で落札したということがあったと言われておりますが、事実でしょうか。また、その後の契約状況はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人（大西又裕君） 国税庁の電子申告・納税システムの調達実績についての御質問でございます。

まず、平成十二年度に実験システムの調達について一般競争入札を実施したところ、株式会社NTTデータが一万五百円で落札し、同金額で契約しました。

その後でございますが、平成十三年度においては、今度は本番用システムの設計につきまして一般競争入札を実施いたしまして、NTTデータが十億二千九百万円で落札し、同金額で契約をいたしました。

次に、平成十四年度におきましては、今度は本番用プログラムの開発でございますが、に係ります調達について一般競争入札を実施したところ、予定価格を下回る入札がなく落札者が出なかったことから、入札者でありますNTTデータと交渉を行いまして、予定価格を下回る契約額、約六十一億八千三百万円でありますが、で随意契約、一般にこれを不落随契と呼んでおりますが、を行ったところでございます。

このように、いずれの年度におきましても、会計法規に基づき一般競争入札を実施した上で契約しております。手続に問題ないと、このように考えておるところでございます。

○辻泰弘君 その二〇〇〇年度のケースのことですけれども、五億五千万の予算だったのが一万五百円とおっしゃいましたが、そうすると、五億四千九百九十九万円はどのように使われたのでしょうか。

○政府参考人（大西又裕君） NTTデータが一万円で落札したわけでございまして、予算額との差額、いわゆる一般に実効差額と呼んでおるものをございまして、これにつきましては、財政法等の法令に基づきまして予算科目の区分の中で必要な施策の経費に充当させていただいたところをございます。

○辻泰弘君 情報システムに係る政府調達に当たって、政府は極端な安値落札を防止するために低入札価格調査制度の活用というようなことを打ち出しておられるところではあるんですけども、今後、こういう公正、適切と思われぬような安値入札というものの防止にどういうふうに取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（大野慎一君） 先ほど申し上げましたこの政府調達の府省の連絡会議の中での見直しでございまして、もとより契約方式の適正化ということもございまして、単年度の契約をするということだけでありますといろんな問題点が生ずるということでもありますので、国庫債務負担行為を活用いたしまして数年にわたる契約をするというふうなことにするということが一点ございます。

それから、民間との契約になるわけでございまして、問題が発生いたしました場合の損害賠償責任をきちんと設定をするというふうなこともございます。

それから、落札価格が不適正な場合にそれをきちんと調査をするというふうなこともやってみようということでございまして、そういった様々な政府調達の見直しを実効あるらしめることで御指摘のような安値落札等に対応をしていく考えでございます。

○辻泰弘君 先ほど申しました二〇〇〇年度のケースのこと等をお聞きしましたときに、そのときと今は制度が変わっているからそういうことはもうないだろうというような御説明だったように思うんですが、変わっているんでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 二〇〇〇年度の場合も、先ほど御説明がございましたように、財政法なり会計法なり、そういう法令に基づく一般競争入札の中で適正に執行をしたわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、この入札をいたします場合に、ライフサイクルコストベースでの数年に及ぶコストというものの価格評価をきちんとするとか、あるいは、要するに安ければ評価が高くなるというのが従来の仕組みであったわけでございまして、除算方式と言っているんですけども、そういうものを見直して、技術なり性能評価とそれから価格点を加算すると、こういうふうな形で見直しをいたしておりますので、制度的には、先ほどの問題に対応できるシステムの見直しによって今年度からできるものはやっていると、こうなっておりますので御指摘のようなことにならないと思っております。

○辻泰弘君 十月二十五日に、総務省は物品等の分野における入札・開札システムの運用を開始されたというところでございます。非公共事業の分野、物品等の分野においては、総務省が開発されたシステムを使って平成十五年度から全省庁で実施する方針と伺っておりますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人（團宏明君） 御質問の電子入札・開札システムでございますが、十月二十五日からサービスにしております。これは電子政府、e-Japan構想の一環として総務省が中心となって進めてきているものでございまして、今後、総務省以外の省庁におきましては平成十五年度に導入するということがIT戦略本部で決定しております。

こういう総務省が先行したソフトを現在稼働しておりますが、平成十五年三月ごろには完成したソフトを各省庁にお渡しして、十五年度中の全省庁導入ということに進めてまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 先ほど申しましたように、総務省は物品等の分野における入札システムでは先陣を切っておられるわけですが、しからば公共事業の分野についてどうかということがあるわけでございます。

総務省の所管される公共工事は余り多くはないと聞くわけでございますけれども、しかし、考え方としては、その分野についての電子入札というものも進められるべきではないかと思うわけですが、総務省の所管される公共工事、また郵政事業庁所管の公共工事についてそういう考え方でいかれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（大野慎一君） 実は、総務省本省そのもので公共工事の入札案件を見ますと、昨年度、十三年度でございますが、一件、これも二千三百万円のものでございます。それから、本年度現時点まで、十四年度でございますが、現時点までまだ一件でございますが、これも一億八百万円程度のものと、こういうことでございますので、先ほどお話がございましたような、私ども総務省が開発をいたしましたこの物品の電子入札・開札システムを少しカスタマイズというか工夫しまして、それを利活用してやることで無駄なことはしたくないと、こういうふうに考えております。

○政府参考人（有富寛一郎君） 郵政事業庁の方でございますが、公共工事としての郵便局舎等の工事につきましては、平成十五年度半ばの導入、これを目指しておりますが、庁内に推進委員会を設置したりして電子入札の円滑な導入に向けて準備中でございます。ちなみに、現在は平成十五年四月からシステム開発、委託を予定しておりますが、そのための基本設計、実施設計を委託中でございます。

○辻泰弘君 国土交通省では、昨年十月から公共事業の電子入札を開始されていると聞い

ております。その執行状況について、件数、金額をお示しいただけますでしょうか。

○政府参考人（門松武君） お答えいたします。

国土交通省におきましては、入札に参加いたしますための移動コストの縮減とか事務の効率化、透明性のより一層の向上、これらを図る観点から、平成十三年度十月より所管する公共事業において電子入札を始めております。

初年度であります平成十三年度は、全体で約四万三千件の入札のうち九十九件、また契約金額で見ますと、全体で三兆円のうち七百三十億円余りについて電子入札を実施したところであります。

今年でございますが、約二千件を電子入札で実施する予定であります。現在、十月末時点でございますが、六百六十件、金額にいたしまして一千八百八十六億円分を実施いたしました。

平成十五年度につきましては、電子入札の導入効果をより早期に発現させるためにこれまでの計画を一年前倒しいたしまして、すべての直轄事業、約四万件ございますが、これを対象に電子入札を実施する予定でございます。

○辻泰弘君 今おっしゃっていただいたことでもありますけれども、政府のIT戦略本部は、電子入札を原則として二〇〇三年度までにすべての直轄事業で導入するという方針を示されているわけですが、公共事業における電子入札については政府としての標準的なソフトがあつてしかるべきじゃないかと思うわけでございます。

これは、国土交通省も、IT戦略本部に提出された資料にもシステム標準化の必要性ということでコメントされているようですけれども、各発注機関のシステムが乱立すると、入札参加者が発注機関ごとのシステムに対応する負担が増大する、また各発注機関が重複投資することになり税金の無駄遣いと、こういう指摘があるわけございまして、やはりシステム標準化の必要性というものが私は大事だと思うんですけれども、内閣官房の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（壺井俊博君） 御指摘のとおりでございますが、そういう理由から国土交通省と他の公共事業発注機関が共同して国土交通省が開発したシステムを核とした標準的なシステムを完成させておられるところございまして、内閣官房といたしましても、効率的なシステム整備を図る観点から、国土交通省を中心に開発されたこのシステムの普及に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○辻泰弘君 国土交通省の資料では、国土交通省が開発した技術、ノウハウを地方公共団体等に対して無償で提供中ということがございますけれども、これは、他省庁に対してもそういうことでやっていくという方針でしょうか、要請があればそういうことも応ずると



ということになるのでしょうか、あるいは積極的にされてもいいと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○政府参考人（門松武君） ただいま御指摘のとおり、電子入札コアシステム開発のコンソーシアムと称しまして、関係省庁二十二団体、都道府県、政令都市、政令指定都市合わせて百二十二団体、これらが一堂に会しましてシステムの標準化に向けて努力しているところをございまして、ここででき上がったシステムについては、できるだけ多くの団体に利用していただきたいというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 先ほど申しましたように、システムの乱立というのは、入札者の負担増大、重複投資につながる、無駄を招くということをございまして、システム標準化の必要性というのを私は思うんですけども、是非総務大臣もそのことについて十分御理解をいただいて、他の役所にもこの分野についての、あるいは先導役だと思いますので、国土交通省が持っているのが、それが絶対いいかどうか私はよく分かりませんが、やはりそういう一つのものがあるならば、それをできるだけ統一的なソフトといいますか、標準的なものとして使っていくというようなことについて前向きにお取り組みいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 辻委員の言われるとおり、やっぱりできるだけ各省横断的な調整をしたシステムを開発して、みんなそれに従ってやっていると、それが無駄がなくなりますね。公共事業については国土交通省が約七割ですから、国土交通省が中心になってコアのシステムを作ってもらって、それをみんなが利用して、コア以外のところは何か付け加えたければ付け加えると、こういうことでやっていったらいいと思いますし、我々としても、是非将来の公共事業や単独事業は電子入札を中心にする。こういうことが談合等の防止にもなりますし、電子政府の大きなテーマとして推進してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 情報セキュリティーのことについて一点聞いておきたいと思うんですけども、自治体の実際担われる職員の方に対しての情報セキュリティー対策の研修ということをお考えと聞いておりますが、その予定、方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今一番頭が痛いのは、電子自治体を一斉にやるというときに、地方団体の力というのか能力にややばらつきがありまして、それから、専門的な職員がたくさんおるところと余りいないところとありまして、全体のレベルをどうやって上げるか。特にセキュリティーが国民的な関心の的ですから、これについて強い人材を是非養成したいと考えておまして、全国各地でセミナーを開催する、それから、来月初めより

二か月間、各団体で三名程度の情報担当者を選んでいただいてeラーニングをインターネットでやる、それぞれの職場でそれを見て研修してもらう、それから、全国をまとめた集中的なセミナーみたいなものを考えておりました、是非これから力を入れてやってまいりたいと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 以上で私の質問を終わらせていただきます。